

○総務省令第九十八号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）を実施するため、この省令を制定する。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣 山本 早苗

郵便法施行規則等の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を第三十三条とし、第二十六条から第三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項及び第二項中「第六十七条第五項」を「第六十七条第七項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(料金の届出)

第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 料金を適用する期間(限定する場合に限る。)並びに料金の種類、額及び適用方法(新旧の対照を明示すること。)

二 実施期日

三 変更を必要とする理由

(法第六十七条第五項の総務省令で定める料金)

第二十六条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金(変更に係る場合に限る。)とする。

一 郵便物の料金

二 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第一項に規定するものに限る。)の料金

三 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第二項に規定する取扱いであって速達、特定記録郵便及び交付記

録郵便の取扱いに係るもの)の料金

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 速達 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物をこれと同
一の種類に属する他の郵便物(この号の適用を受ける郵便物を除く。)に優先して送達するものをい
う。

二 特定記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の
引受けについて記録し、送達するものをいう。

三 交付記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の
配達について記録するものをいう。

(国際郵便規則の一部改正)

第二条 国際郵便規則(平成十五年総務省令第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に、「第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二
十九条、第三十条第一項」を「第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条第一項」に、「

第三十一条」を「第三十三条」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国際郵便料金の届出)」を付す。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

第四条 会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 料金を適用する期間(限定する場合に限る。)並びに料金の種類、額及び適用方法(新旧の対照を明示すること。)

二 実施期日

三 変更を必要とする理由

(法第六十七条第五項の総務省令で定める料金)

第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金(変更に係る場合に
限る。)とする。

一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知

の取扱いの料金

二 郵便に関する条約においてその提供が義務付けられている郵便物又は取扱いの料金（前号に掲げるものを除く。）

三 EMSの料金及び当該EMSに係る取扱いの料金

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「千円」を「八百円」に改める。

第二十一条の見出しを「（法第十六条第一項の届出を要しない料金）」に改め、同条中「第十六条第二項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十七条第三項及び第三十九条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第四十一条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第二項中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業概況報告書」を「事業概況報告書」

に改める。

第四十三条中「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第四十四条第一項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第四十七条中「第四十二条」を「第四十三条」に、「権限（法第三十三条）」を「権限（法第三十四条）」

に、「第三十七条並びに法第三十八条（法第三十三条）」を「第三十八条並びに法第三十九条（法第三十四条）」に改め、同条ただし書中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十八条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

別表付表第二地帯の項中「キリバス

」を「キリバス
クツク諸島

」に、「グル
クロ

ジア
アチア
」を「クロアチア
コソボ

」に、「ジャージー

」を「ジャ
ジョー

ジア
」に改め、同付表第三地帯の項中「南アフリカ共和国」を「南アフリカ共和
南スーダン

国
」に改める。

様式第四中「第33条」や「同法第34条」に添付する。

様式第五及び様式第六中「第33条」や「同法第34条」及び「法第2条第7項第2号」や「同法第2条第7項第2号」に添付する。

様式第七から様式第九までの規定中「第33条」や「同法第34条」に添付する。

様式第十三中「(法第29条の許可の申請と同時にを行う場合は記載を要しない。)」や同法「第33条」において準用する同法第17条第1項」や「同法第33条第1項」及び「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」や注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

「注1 許可の番号及び年月日の欄には、同法第29条の許可の申請と同時にを行う場合は記載を要しない。」に添付する。

様式第十四中「(法第29条の許可の申請と同時にを行う場合は記載を要しない。)」や同法「第33条」や「同法第34条」及び「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」や注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」に添付する。

様式第十五中「第33条」を「同法第34条」に改める。

様式第十六中「第33条に」を「同法第34条に」に改める。

様式第十七中「第33条」を「同法第34条」に改める。

様式第十八中「すべて」を「全て」に、「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」

「3 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

法第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約

上記以外の信書便約款

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

款
に改める。

」

様式第十九から様式第二十二までを次のように改める。

様式第19（第38条関係）

特定信書便事業休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

特定信書便事業を休止（廃止）したので、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第32条の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間

(廃止年月日)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20 (第41条関係)

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

1 経営形態及び資本

経営形態 〔該当事項を○で囲むこと。〕	株式会社	合同会社	資		千円	発行する株式の総数	株
	合名会社	個人	資本の額又は出資の総額				
	合資会社	その他	本	当期中の増減額	千円	発行済株式の総数	株
				株主(社員又は組合員数)	人		

2 役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別

取締役 (理事) 等					
監査役 (監事) 等					

3 行っている事業

事業の種類	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)	事業の名称	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)
			合計		100%

注1 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

2 従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあつては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

3 他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合であん分して計算することとし、それらのあん分が明らかでないときは、均等に従事したもとして、従業者数を計上すること。

4 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

上記以外の信書便約款

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第21（第41条関係）

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者
----	----------	----------

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

1 引受信書便物数実績

役 務	引受物数 (通)	営業収入 (千円)
一般信書便役務		
特定信書便役務		
1号役務		
2号役務		
3号役務		
国際信書便の役務		
そ の 他		
合 計		

注1 役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること

と。

2 特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項に掲げる区分ごとに引受物数及び営業収入（国際信書便の役務の引受物数及び営業収入を除く。）を計上すること。

3 国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数及び営業収入を計上すること。

2 信書便差出箱設置数

信書便差出箱 設置数	個

（ 年 3月31日現在）

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第9条第1号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

3 紛失その他の事故の状況

紛	失 (件)	毀	損 (件)

4 事業用不動産の一覧

名 称	所 在 地	面積 (㎡)	営 業 所 の 設置の有無

(年3月31日現在)

注1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 営業所 (信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。) 又は事業場 (信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。) の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務

を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 22 (第 43 条関係)

)

第	号	行	年	月	日
有効期間	年	月	日		
民間事業者による信書の送達に関する法律					
総務					

(裏)

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋

第37条

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため

めに認められたものと解してはならない。

注 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部改正)

第四条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十条第二項第六号」を「第三十条第二項第七号」に改める。

第十九条の二を削る。

附 則

この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。